

## 瀬戸内町老朽危険空き家等除去促進事業補助金について

適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。瀬戸内町では、住民の安全や良好な生活環境の保全等を図るため、老朽化して倒壊等のおそれのある危険な空き家を解体する場合その費用の一部を補助します。

- ※ 希望される方は、必ず工事契約前にご相談ください。  
認定申請前に工事着手した場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

### ○補助金の交付を申請できる方

- ・危険空き家の所有者又は相続人
- ・所有者又は相続人から委任を受けた人
- ・町税等に滞納がない人
- ・暴力団や暴力団員と密接な関係にない人
- ・過去にこの補助金を受給したことのない人

### ○対象となる建築物

- ・周辺の生活環境に悪影響を与えていること、又はその恐れがある空き家
- ・建物の不良度が町の定めた測定基準 100 点以上であること

### ○対象となる工事

- ・町内の施工業者等が施工する除去工事
- ・補助金の申請年度の 3 月末日までに除去工事を完了すること

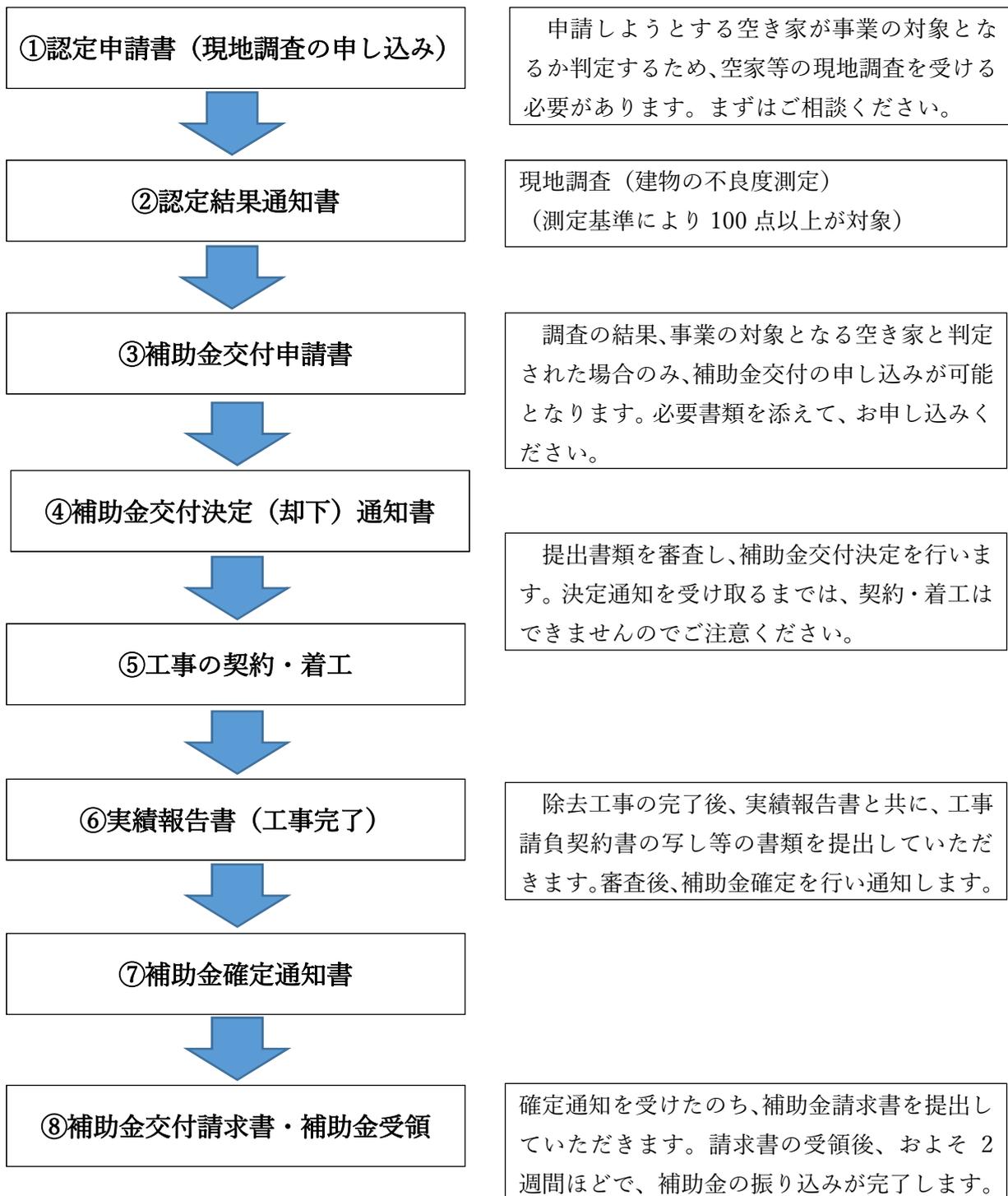
### ○対象とならない工事

- ・他の同種の補助金等の交付を受けて行うもの
- ・危険空き家の一部を対象とするもの
- ・認定申請前に着手したもの
- ・その他町長が適当でないと認めるもの

### ○補助金額

- ・除去工事費の 2 分の 1 以内（上限は次のとおり）
- ・瀬戸内都市計画図で示されている、古仁屋市街地の（商業地域・近隣商業地域）の木造及び非木造並びにその他の地域の非木造については、100 万円を上限とする
- ・その他の地域の木造については、50 万円を上限とする

## ○補助金交付の流れ



### 【問い合わせ先】

〒894-1592 瀬戸内町古仁屋船津 23 番地  
瀬戸内町役場 建設課 (危険家屋等対策室)  
TEL 72-1197 Fax 72-1120  
E-mail [jyuutaku@town.setouchi.lg.jp](mailto:jyuutaku@town.setouchi.lg.jp)